

R.F.C.M Heartful Report

リスク・ファイナンシャル・コンサルティング・マネジメントのハートフル・レポート===

◆小規模企業経営者は連帯保証人の鎖付き

売上の激減により資金繰りに限界を感じて相談にいらっしゃる経営者が、再起への道を選択する時点で行き詰まり、悩み苦しむ大きな原因が『連帯保証人』の問題です。

銀行借入やリース契約をした際の連帯保証人は一般的には“社長だけ”の場合が多いのですが、その契約金額が大きくなってくと審査次第では与信度の高い親族や第三者も連帯保証人に追加するよう要求されます。

“連帯保証人”が社長だけの場合、会社経営が行き詰まり資金繰りも事業改善のメドも立たなくなったら、再生(債務超過になった事業内容を大きく改善し事業を継続すること)も再起(一旦現在の事業を清算し新たな会社で出直す)することも十分に可能になります。

“連帯保証人”が社長だけにとどまらず社長以外にもいる場合、それは経営危機に直面したとき、再生、再起を図ろうとして決断する際の大きな障害となっているのが現実です。

会社経営が行き詰まり会社と社長個人が破産の道を選択すると、債権者である銀行やリース会社は、“連帯保証人”の欄に署名している親族や第三者に、貸付金やリースの残高債権を請求してきます。

会社経営の継続が絶望的な現実を目の当たりにして「早く決着をつけて再起しなければ…」という想いと裏腹に「“連帯保証人”に迷惑をかけたくない…」という想いを葛藤させている期間が長い経営者ほど、本当にどうにもならないと断念したときの債務の傷は深くなってしまいます。その時になって、何よりも大切な親族や友人に“連帯保証人”を頼ってしまったことに気づき悔やんでも遅いのです。

◆連帯保証で繋がれない第二会社の社長は…

“連帯保証人”は原因となっている債務の弁済が完了しない限り固い鎖で繋がれているのです。起業をして業績を上げ利益を上げて一日も早く完済して、利益の蓄積による自己資本によって資金繰りが出来る会社になれば、経営者が企業を経営し続けている間は、借入金やリースの“連帯保証人”であり続けることとなります。運転資金の借入は、事業の季節変動や、短期的な資金

リスクのクサリ
万一の時を考え、
経営危機に備えたバックアップになるか…
伴侶を社長にした第二会社

調達が必要になったときに利用するもので、永遠に借り続けたままの状態でいなければ資金繰りがまわらないビジネスモデルは、基本的な部分に間違いがあるのではないのでしょうか。

返済のメド(事業計画書、資金繰り表)がないまま、その場凌ぎの安易な資金繰りをしていると、すべての不動産に抵当権が設定され、気がついたら数億、数十億円の借入高となっていて、景気が冷え込むと、景気と連動している不動産評価の下落で与信度が下がり、それまで問題なく廻っていた資金繰りが続けられなくなってしまいます。

債務超過で経営が行き詰まった企業の再生をする際の手法として、しばしば話題に上がるのが『第二会社方式』です。

債権者の協力を得て“第二会社”を設立し、採算部門だけを抽出して営業権やノウハウを適正価格で買い取り事業を継続していくのですが、言うほど簡単なことではありません。

営業権、生産設備などの資産の買取資金の準備は、自己資金で実行できるようにしておくことができれば、それは“連帯保証人”で繋がれないスムーズな資金繰りができる企業となるでしょう。

◆親亀コケても…子亀はコケない“第二会社”に…

伴侶や親族が別会社を設立して親会社が「製造部門」、別会社が「販売部門」というように、事業の部門別に分社化しているファミリー企業がありますが、基本的なあり方として重要なことは、個々の会社が借入する場合に絶対に連帯保証人にはならないと言うことです。

個々の会社に問題が生じたときには、現金を援助したり、仕事を融通し合うことは良しとしても、借入金の“連帯保証人”になったり、リース契約の“連帯保証人”になることは絶対に避けなければいけません。

個々の会社の代表者が相互に“連帯保証人”となったのでは、1社が倒産危機に陥ると一族が経営する会社がすべてダメになってしまうのです。

チョット聞くと冷酷なようですが、一族がかばい合い生き残るための最も重要なことなのです。

ファミリー企業の生き残りの要諦は…『“親亀コケても子亀がコケない”経営理念』を貫くことです。

ちよつと歳時記

山野草コーナーで見つけたダイモンジソウ(大文字草)は花弁の長さがアンバランスなところが特徴。日本各地の山野の川沿いの岩場の水しぶきが霧のようになる環境を好むようです。つまり、湿度を高くし、寒冷環境で遮光して栽培して十分な光合成をすることで花弁が「大文字」に仕上がるとのこと。
基本色は白ですが、今では紅色や八重の種類もあり、寒暖の差によって花弁の色が変化をします。
ユキノシタ科の大文字草は9月中旬から2月末頃まで種類毎に次々に咲いていきます。
花言葉は『自由・節度』。自由という奔放で伸び伸びのイメージですが、節度を保って、という条件付?環境条件が整わないと“大の字”にならないとは…ちよつと気ままな花??



親族が就職する際にもとめられる身元保証書の署名は『身元保証債務』といい、責任の限度額も保証期間を定めない債務を『包括的信用保証債務』と言います。

これらの信用保証債務は、その保証人が死亡することによって消滅するのですが、それは、その責任の及ぶ範囲が“将来にわたって…”と言うように極めて広汎となるためです。

ただし、例外なのは“身元保証契約”によって、発生してしまった保証人としての債務の履行をしている場合は相続財産の対象となります。

被相続人の相続財産をしっかりと調査もせず、目の前にあった僅か100万円の“プラスの財産”に手をつけてしまったばかりに、1億円以上の“マイナスの財産”までも相続したことになるので、相続を受けるときはマイナスの財産をしっかりと調査してからでないと、一生かかっても返済できないような財産を相続することにもなりかねませんので、恐ろしい事態になってしまうのです。

“プラスの資産”と“マイナスの資産”を差し引いたら明らかにマイナス資産が多い場合は、『相続放棄』をすることになるのですが、そのバランスが拮抗していて調査の結果が確定するまでに時間がかかるような場合は、家庭裁判所へ相続放棄の3ヶ月の期間延長を請求することができます。

推定被相続人の資産がマイナスの資産が明らかに多いからと言っても、忘れるといけないからと言って生前に相続放棄をすることはできません。

相続放棄ができるのは、自分が相続人になったことを知った日から3ヶ月以内に、管轄の裁判所へ“相続放棄”の申立をしなければなりません。相続人が気をつけなければならぬことは、この3ヶ月の期間を過ぎてしまうと“相続放棄”ができなくなってしまうことです。

“プラスの資産”も“マイナスの資産”も総て相続しなければならぬので、ウっかりしていたでは済まされません。十分に気をつけたいものです。

相続放棄の期日を間違えて、相続人が破産しなければならぬということだけは絶対に避けたいものです。



石神井川のほとりにハナミズキの街路樹。やや色づき始めた葉陰には、真っ赤な実が熟していました。春には4枚の白い花(総苞片)が開き、中心には実となる黄色い雌しべがピツシリ。撮影に夢中になってみると、向かい側の樹の高い枝にヒヨドリがやっつけてきて、赤い実を筒啄んでいました。



多くの不動産を所有する資産家や、中小企業経営者が突然亡くなったとき、預貯金、不動産、有価証券、美術骨董品、生命保険金などは、存在を身近に感じられる『プラスの資産』です。

それらは文書類や現物であったりすべて目に見えているものばかりなので、相続人は真っ先に確認していることでしょう。

それでは『マイナスの資産』の主なものを見てみると以下のようなものがあります。

- ①住宅ローン、キャッシング残高、借入金
- ②割賦残高、クレジットカード利用残高
- ③公租公課等(固定資産税、住民税、社会保険料)
- ④保証債務(借入金、リース契約、友人の連帯保証人)
- ⑤信用保証(包括的信用保証、身元保証、賃貸借契約)

金融機関に残高照会をすることで“借入金”などの金融の“負の資産”が確認でき、さらに市町村の資産税課で“名寄せ帳”を縦覧することによって、被相続人が所有する不動産の一覧が確認できます。

そして法務局では不動産登記簿謄本の乙欄の記載内容から、抵当権設定などの金融機関以外の債権者を確認することができます。

被相続人が“企業経営者”の場合は「④保証債務」を絶対に見逃すことはできません。企業の事業の借入金や設備機器のリース契約は間違いなく連帯保証人になっていますので必ずチェックが必要です。

それでは、自分と同じように事業をしている友人に頼まれて連帯保証人になったことは、本人が書面として親族に分かるようになっていなければならぬのでしようか。

社長が亡くなって相続を実行するときに、被相続人が友人の連帯保証人になっていることを知らないまま相続してしまい、それから数年経ってから友人の会社が倒産し連帯保証人としての保証債務が顕在化したら、相続人はそのマイナス資産も相続しなければなりません。

相続財産としてあげられるものは、主たる債務が、消費貸借から発生した債務や、賃貸借契約による債務となり、被相続人に属した義務として、相続人に承継されることとなります。

【リスク・カウンセラーからの提言】
経営危機から家族を守る!
このテーマはリスク・カウンセラーの永遠のテーマであります。皆様の回りに困っている人を見かけたら、必ずや解決策があることをお伝えいただきたいのです。全力をつくして対処させていただきます。
発行: 大蔵財務協会

◇発行者 代表取締役・リスクカウンセラー 細野 孟 士
◇責任者 〒113-0033 東京都文京区本郷1-35-12
◇連絡先 TEL. 03-5684-0021 FAX. 03-5684-0031
<http://www.holonics.gr.jp>
【ホロニック】
(英: Holonic) 全体(ホロス)と個(オン)の合成語。
すなわち組織と個人が有機的に結びつき全体も個人も生かすような形態を言う。生物は個々の組織が自主的に活動すると同時に独自の機能を発揮する一方でそうした個が調和して全体を構成する (小学館「カタカナ語の事典」より)

